

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設
に係る廃止措置計画変更認可申請書に関する審査書

I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄（以下「申請者」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 4 3 条の 3 の 3 4 第 3 項の規定に基づき申請のあった「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設 廃止措置計画変更認可申請書」（令和元年 11 月 13 日付け申請。以下「本申請」という。）の内容が、法第 4 3 条の 3 の 3 4 第 3 項において準用する法第 1 2 条の 6 第 4 項の規定に基づく研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号。以下「研開炉規則」という。）第 1 1 4 条第 1 項に定める認可の基準に適合するものと認められる。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は以下のとおりである。

- (1) 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設（以下「もんじゅ」という。）の廃止措置計画に基づき、昨年度の燃料体の処理・貯蔵作業において、燃料体を缶詰缶に収納する缶詰処理作業（以下「缶詰処理作業」という。）を終了したことなどに伴い、関係する性能維持施設の維持すべき期間を変更する。
- (2) その他、性能維持施設の維持期間終了後は、性能維持施設の機能及び性能の確認のための検査及び法令に基づく施設定期検査が不要となる旨を明確にする。

III. 判断基準及び審査の方針

特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等（炉心及び炉外燃料貯蔵槽をいう。以下同じ。）から取り出されていない発電用原子炉をいう。以下同じ。）に対する、研開炉規則第 1 1 4 条に定められた廃止措置計画の認可の基準は、同条第 2 項の規定によるところであり、具体的には、以下のとおりである。

- (1) 廃止措置計画に係る特定研究開発段階発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていること。
- (2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- (3) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- (4) 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。

本審査では、上記廃止措置計画の認可の基準の適合性のうち（4）について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査

に関する考え方（原規規発第 17041919 号（平成 29 年 4 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「審査の考え方」という。）に基づき確認することとした。

IV. 審査の内容

1. 研開炉規則第 114 条第 1 項への適合性

原子力規制委員会は、性能維持施設の性能を維持すべき期間の変更に関し、「廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること」については、審査の考え方に基づき、性能維持施設の位置、構造及び設備、その性能並びにその性能を維持すべき期間については、これらが具体的に定められていること、廃止措置の進捗等に応じた維持すべき性能の変化があるときは、その性能が廃止措置の進捗等に応じた段階ごとに定められていること（審査の考え方第 5 の 7 ①）を確認することとした。

申請者は、もんじゅの廃止措置計画に基づき、2018 年度の燃料体の処理・貯蔵作業が 2019 年 1 月に終了したことに伴い、今後、缶詰処理作業を実施しないことから、性能維持施設のうち燃料缶詰装置及び缶詰雰囲気調整装置について、維持すべき期間を「炉心等から燃料体を取り出すまで」から「2018 年度の燃料体の処理完了（2019 年 1 月）まで」に変更するとしている。

原子力規制委員会は、申請者が、もんじゅの廃止措置計画に基づき、今後、缶詰処理作業を実施しないとして、缶詰処理作業に係る性能維持施設のうち、燃料缶詰装置及び缶詰雰囲気調整装置の性能を維持すべき期間について、2018 年度の燃料体の処理完了（2019 年 1 月）までとしていることは、性能維持施設の性能を維持すべき期間の変更に関し、対象としている性能維持施設が明確に特定されていること、及び対象としている性能維持施設の性能を維持すべき期間が、廃止措置の工程の進捗を踏まえ、具体的に定められていることを確認した。

2. その他

また、申請者が、性能維持施設の保守管理における施設定期検査等の扱いを明確化するため、申請者が行う性能維持施設の機能及び性能を確認する検査や法令に基づく施設定期検査について不要である旨を明記するとしていることは、審査基準への適合性に係る変更ではないことを確認した。